

柏崎ブランド米「米山プリンセス」機械・機器等整備支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「柏崎ブランド米「米山プリンセス」認証制度実施要綱（以下「認証要綱」という。）」に基づき、柏崎ブランド米「米山プリンセス」の栽培に取り組む者に対し、その取組に必要な機械、機器等の購入費を補助することにより、生産品の高品質化を図ることを目的とする。

(交付手続)

第2条 補助金の交付については、新潟県柏崎市補助金等交付規則（昭和50年規則第29号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、認証要綱別表第1に規定される柏崎ブランド米「米山プリンセス」の栽培に取り組む者とする。

(採択条件)

第4条 採択条件は、次の各号の全てを満たしていることとする。

- (1) 本要綱の交付申請時において、現に柏崎ブランド米「米山プリンセス」認証制度に取り組んでいること。
- (2) 本補助金により整備した機械、機器等導入後、当該機械等の耐用年数の期間において柏崎ブランド米「米山プリンセス」認証制度に取り組む意思があること。
- (3) 本補助金を過去に交付されたことがないこと。
- (4) 当該事業に対する国、他の地方公共団体その他支援機関等からの補助金等を受けていないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助対象となる経費は、取組に必要な色彩選別機及びその附带機器並びに石抜機の購入費とする。

2 前項に規定する附带機器は、次に掲げるとおりとする。

- (1) エアーコンプレッサー
- (2) エアードライヤ
- (3) 集塵機

(4) ホース等の必要な資材（購入費が明らかなものに限る。）

（補助金の交付基準）

第6条 補助金の交付額は、前条に規定する補助対象経費の2分の1以内の額とする。ただし、150万円を上限とする。

2 補助金の交付回数は、1生産者につき1回を限度とする。

（補助対象期間）

第7条 補助対象期間は、交付申請書を提出した日が属する年度の3月31日までとする。

（交付決定の取消し）

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により交付を受けたとき。

(2) 認証要綱又はこの要綱の規定に違反したとき。

(3) 本補助金で整備した機械、機器等の耐用年数の期間において柏崎ブランド米「米山プリンセス」認証制度への取組が確認できないとき。

(4) その他市長が適当でないと認めたとき。

（補助金の返還）

第9条 市長は、前条の規定により補助金交付の決定を取り消すときは、交付決定者に通知するとともに、既に交付金が交付されている場合には、期日を定めてその返還を命ずるものとする。

（様式）

第10条 この補助金の交付申請書その他の書類の様式は、次に掲げるとおりとする。

(1) 柏崎ブランド米「米山プリンセス」機械・機器等整備支援事業
補助金交付申請書 別記第1号様式

(2) 柏崎ブランド米「米山プリンセス」機械・機器等整備支援事業
補助金交付決定通知書 別記第2号様式

(3) 柏崎ブランド米「米山プリンセス」機械・機器等整備支援事業
補助金不交付決定通知書 別記第3号様式

(4) 柏崎ブランド米「米山プリンセス」機械・機器等整備支援事業
補助金実績報告書 別記第4号様式

- (5) 柏崎ブランド米「米山プリンセス」機械・機器等整備支援事業
補助金事業計画変更承認申請書 別記第5号様式
 - (6) 柏崎ブランド米「米山プリンセス」機械・機器等整備支援事業
補助金事業計画変更承認決定通知書 別記第6号様式
 - (7) 柏崎ブランド米「米山プリンセス」機械・機器等整備支援事業
補助金事業中止（又は廃止）承認申請書 別記第7号様式
 - (8) 柏崎ブランド米「米山プリンセス」機械・機器等整備支援事業
補助金事業中止（又は廃止）承認決定通知書 別記第8号様式
 - (9) 柏崎ブランド米「米山プリンセス」機械・機器等整備支援事業
補助金確定通知書 別記第9号様式
 - (10) 柏崎ブランド米「米山プリンセス」機械・機器等整備支援事業
補助金交付決定取消・返還通知書 別記第10号様式
- （消費税の取扱い）

第11条 補助金等の交付申請に当たり、事業主体について当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これらを減額して行うものとする。ただし、交付申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（失効）

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、補助金の支払については、令和11年5月31日までの間は、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、改正後の柏崎ブランド米「米山プリンセス」機械・機器等整備支援事業補助金交付要綱は、令和6年4月1日から適用する。

別記

第1号様式（第10条関係）

年 月 日

柏崎ブランド米「米山プリンセス」機械・機器等整備支援事業補助金交付申請書

柏崎市長 様

申請者 住所
氏名

柏崎ブランド米「米山プリンセス」機械・機器等整備支援事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり補助金を交付申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 補助事業の内容及び経費の配分

施行 箇所	事業内容及び事 業量	補助事業に要する 経費（総事業費） ①	補助対象 事業費②	補助金③ （②×補助 率）	事業主体 負担金①－③
合 計					

3 補助事業の実施期間

自 年 月 日

至 年 月 日

4 添付書類

- (1) 事業計画書（別紙）
- (2) 実施図面書又はカタログ（必要により）

- (3) 見積書の写し
- (4) 市税等に滞納がない旨の証明書
- (5) 暴力団等の排除に関する誓約書

柏崎産米ブランド化支援事業計画書
(機械、機器等整備支援)

事業内容		柏崎産米ブランド化支援事業(機械、機器等整備支援)		
事業主体の概要	名称			
	区分	<input type="checkbox"/> 認定農業者 <input type="checkbox"/> 農業者(認定農業者以外)		
		<input type="checkbox"/> 農家組合 <input type="checkbox"/> 農業者の組織する団体		
		<input type="checkbox"/> えちご中越農業協同組合 <input type="checkbox"/> 自らが農林水畜産物を生産する事業者		
		<input type="checkbox"/> その他 ()		
目的・必要性				
ブランド米取組年度	取組開始年	取組年	計画年	
整備計画	整備予定年月日	耐用年数	処分期限年月日	
市確認事項	<input type="checkbox"/> 柏崎ブランド米認証制度に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> 国・県補助事業の対象外である <input type="checkbox"/> 対象事業費は300万円以内である。 <input type="checkbox"/> 市の指定食味分析認定機関である。 <input type="checkbox"/> 市長が認めた指定食味分析認定機関である。			

柏崎ブランド米「米山プリンセス」機械・機器等整備支援事業補助金交付決定通知書

様

柏崎市長

印

年 月 日付けで交付申請のあった補助事業について、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 交付決定額 金 円

2 交付条件

- (1) 補助交付の対象となる事業及びその内容は、年 月 日付けによる補助金交付申請書記載のとおりとする。
- (2) 補助事業の内容の全部若しくは一部を変更しようとするとき、又は補助事業を中止しようとするときは、速やかに報告し、市長の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けるものとし、市長の承認を受けて処分した場合において相当の収入があったときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (4) 新潟県柏崎市補助金等交付規則及び柏崎ブランド米「米山プリンセス」機械・機器等整備支援事業補助金交付要綱を遵守すること。
- (5) 柏崎ブランド米「米山プリンセス」の栽培に取り組むこと。

第3号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

柏崎ブランド米「米山プリンセス」機械・機器等整備支援事業補助金不交付決定通知書

様

柏崎市長 印

年 月 日付けで交付申請のあった補助事業については、補助金の交付をしないことに決定しましたので通知します。

記

理由

第4号様式（第10条関係）

年 月 日

柏崎ブランド米「米山プリンセス」機械・機器等整備支援事業補助金実績報告書

柏崎市長 様

申請者 住所
氏名

年 月 日付け第 号で補助金交付の決定を受けました補助事業について、下記のとおりその事業が完了しましたので、事業の実績を報告します。

記

1 補助事業の内容

2 補助金等の交付決定額 金 円

3 補助事業完了年月日

年 月 日

4 振込先

金融機関名		口座種別 普通・当座
支店名		
フリガナ		
口座名義人		
口座番号		

5 その他添付書類

- (1) 完成写真
- (2) 支払証拠書類（写し）
- (3) 事業の実施状況が確認できる書類（必要により）

第5号様式（第10条関係）

年 月 日

柏崎ブランド米「米山プリンセス」機械・機器等整備支援事業補助金事業計画変更承認申請書

柏崎市長 様

住所

補助事業者

氏名

年 月 日 付け第 号で補助金交付の決定を受けました補助事業について、下記のとおり計画を変更して実施したいので承認を受けたく関係書類を添えて申請します。

あわせて、補助金 円を 円に変更して交付されたく、申請します。

記

1 計画変更理由

2 変更内容及び経費の配分 ※ 記載要領 変更前：上段（ ）書き 変更後：下段（以下同じ。）

施行箇所	事業内容及び事業量	補助事業に要する経費（総事業費） ①	補助対象事業費②	補助金③ （②×補助率）	事業主体負担金①－③
合	計				

3 施行箇所又は方法

4 補助事業の実施期間

自 年 月 日

至 年 月 日

5 添付書類

(1) 変更事業計画書（変更前：上段（ ）書き 変更後：下段）（必要により）

(2) 変更部分の確認書類（図面、カタログ、見積書等）（変更前：上段（ ）書き 変更後：下段）

年 月 日

柏崎ブランド米「米山プリンセス」機械・機器等整備支援事業補助金事業計画変更承認決定通知書

様

柏崎市長 印

年 月 日付けで計画変更承認申請のあった 年 月 日付け第 号の補助事業について、下記のとおり承認することに決定したので通知します。

記

- 1 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円を	円とする。
補助対象事業費	円を	円とする。
補助金の額	円を	円とする。
補助率		
- 2 補助事業に要する経費の配分は、 年 月 日付けによる計画変更承認申請書記載のとおりとする。
- 3 補助金交付の対象となる事業及びその内容は、 年 月 日付けによる計画変更承認申請書記載のとおりとする。

第8号様式（第10条関係）

年 月 日

柏崎ブランド米「米山プリンセス」機械・機器等整備支援事業補助金
事業中止（又は廃止）承認決定通知書

様

柏崎市長 印

年 月 日付けで中止（又は廃止）承認申請のあった 年 月 日付け第
号の補助事業について、下記のとおり承認することに決定したので通知します。

記

補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費 円を 円とする。

補助金の額 円を 円とする。

補助率

第 号
年 月 日

柏崎ブランド米「米山プリンセス」機械・機器等整備支援事業補助金確定通知書

様

柏崎市長 印

年 月 日付けで実績報告のあった補助事業に対する補助金について、下記のとおり確定したので通知します。

記

1 補助事業の内容

2 交付決定額 金 円

3 交付済額 金 円

4 確定額 金 円

5 その他

本補助金により整備した機械、機器等導入後、当該機械等の耐用年数の期間において柏崎ブランド米「米山プリンセス」認証制度に取り組むこと。

第10号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

柏崎ブランド米「米山プリンセス」機械・機器等整備支援事業補助金
交付決定取消・返還通知書

様

柏崎市長 印

年 月 日付けで実績報告のあった柏崎ブランド米「米山プリンセス」機械・機器等整備支援事業補助金について、下記の理由により交付決定を取り消すこととしましたので、柏崎ブランド米「米山プリンセス」機械・機器等整備支援事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき通知します。

記

- 1 取消理由
- 2 返還期限
- 3 返還方法